

やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし外国人活躍企業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内中小企業等における外国人の受入と定着・活躍の促進を図るため、外国人の日本語習得を支援し、外国人が山梨県で安心して働くことができる環境の整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」への参加が認められており、山梨県内に事業所を有する中小企業者、医療法人、社会福祉法人及び公益法人とする。ただし、初めて外国人を雇用（受入）する場合又は既に外国人を雇用（受入）している企業で新たに外国人を雇用（受入）する場合に限る。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額 (1事業当たり)
外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業	講師の謝金及び旅費、教材費、会場使用料、印刷費、消耗品費、受講料、交通費、日本語能力試験の受験料、その他の経費で知事が必要と認める経費	1／2以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（20万円を上限とする。）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支内訳書
- (3) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料

(4) その他参考となる資料

- 2 補助事業申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 国や県等が所管する他の補助金で、その目的や対象事業が当該補助事業と重複する場合は、当該補助事業の交付申請を行うことはできない。

(交付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定により補助事業申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付決定にあたり、必要に応じ条件を付することができる。
 - 3 知事は、第1項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
 - 4 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）
 - 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
 - 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
 - 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する者

七 第二号から第六号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合はこの限りでない。

2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、これを報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は別途知事が指定する日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第14条 補助金は、精算払いとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第8号）により、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第16条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年３月１７日から施行し、令和５年２月１日から適用する。
- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和６年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。